

宇美町防災協定の証明書発行並び に発行手数料の徴収に関する細則

本会の宇美町防災協定締結にかかる構成員たる身分（同協定にかかる防災活動に従事する者）に関する証明書発行につき、次のとおり細則を制定する。

（証明書の発行）

第 1 条 任意会規約第 1 4 条に規定する会長（以下『会長』という。）は、様式第 1 1 号による防災協定締結により防災活動に従事する構成員たる身分に関する証明書願（以下『証明書』という。）が、構成員よりその証明を願い出られた場合、願い出た構成員について証明することが妥当と判断した場合に限り、これを証明発行する。

（発行期限）

第 2 条 会長は、当該証明書発行を願い出られた場合、受付の日（証明書が本会に到着した日）より 1 4 事業日以内に願い人に交付することを原則とする。

2 事業日とは、本会事務局の休日を除き、受付の日から積算された最も直近の日とする。

（発行にかかる費用）

第 3 条 本会は、証明書発行につき、任意会規約第 1 1 条第 1 項の規定による発行手数料を徴収する。

2 前項手数料は、1 通につき、送料別で金 1, 2 0 0 円とする。

（発行及び費用請求受領の委任）

第 4 条 会長は、当該証明書の発行を事務局長に委任しているので、当該費用の請求受領についても委任する。

2 証明書の発行の可否判断については、事務局長に委任する。

（不発行）

第 5 条 防災部会実施要綱の各条項に於いて、構成員として品位に欠けるかまたは構成員としての義務を履行していない場合もしくは同要綱第 8 条の 2 各項に該当する場合には、証明書の受付又は発行をしないことがある。

2 削除

(請求及び支払先の指定)

第 6 条 請求者については、本法人会理事長とし、支払先は法人会とする。

2 証明書発行費用については、法人会負担とする。

附則 平成 21 年 9 月 9 日 本細則制定

平成 24 年 7 月 1 日 改正

平成 28 年 4 月 1 日 改正

令和 5 年 1 月 1 日 改正同日施行